

研修会等の中止基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下、当センターとする）が主催する研修会等において、自然災害等が発生、又は、発生する危険性が高まっている場合、参加者・講師等の安全配慮し、また、開催に必要な最少催行人員に満たない場合等における中止の判断基準および対応方法について定める。

(対象となる事象)

第2条 自然災害（台風、大雨、大雪、暴風、地震、津波、川の氾濫等の悪天候）、交通網などへの影響状況、開催に必要な最少催行人員に満たない場合、その他（例；講師の体調不良等）が事由となるものに限る。

(判断基準)

第3条 当センターは、気象庁による特別警報・警報・注意報の発表および、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」（令和4年9月更新）が定める5段階の警戒レベルを、自然災害時の判断の基準とする。

警戒レベル	状況	とるべき行動
5	災害発生又は切迫	直ちに安全確保
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める

*内閣府防災情報避難情報に関するガイドライン p34 より一部改変引用

- (2) 交通機関への影響状況によって物理的な移動が難しいと判断される場合または利用予定施設が催事の利用を停止した場合
- (3) 研修会等開催に必要な最少催行人員に満たない場合及び予定講師が登壇出来ない場合

2 研修会等の中止に関する判断は次のとおりとする。

- (1) 開催地域において、特別警報発表もしくは警戒レベル3以上の発令があった場合もしくは予想される場合
- (2) 台風等進路や影響の予想が可能な場合は、気象庁発表状況を勘案して個別に判断する。
- (3) 開催地までの交通網への影響が予想される場合は、各公共交通機関の運行状況をみて判断する。
- (4) オンライン開催の場合は、講師および配信基地が前項(1)(2)の場合
- (5) 開催に必要な最少催行人員に満たない場合（最少催行人員を設定している時）
- (6) 講師の体調不良等により登壇できない場合、もしくは登壇が困難な場合
- (7) その他、研修会等開催が難しいと運営側が判断した場合

(判断時期)

第4条 開催中止の判断は、前々日の正午の段階で決定する。

(中止判断の権限)

第5条 担当理事及び主催関係者で協議し理事長が決定する。

(周知方法)

第6条 研修会等の中止決定後現場対応に加え、速やかに当センターのホームページ、SNS に掲載する。また、申し込みの際に入力頂いたメールアドレスに個別連絡をおこなう。中止後の対応についても同方法で周知する。

(中止後の対応)

第7条 中止した研修会等については、原則として代替え措置（延期及び開催方法の変更など）を講じる。完全に中止の場合の参加費または受講料等は、振込手数料を差し引いた額を返金する。但し、参加者の旅費、宿泊費のキャンセル料等の付帯費用の負担はしない。

(補則) この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(附則) この規程は、令和6年9月11日から施行する。